

## 第2回京都市域における集中的な森林整備に向けた検討会議 摘録

- ◆ 日時：平成28年11月17日（木） 14:00～16:00
- ◆ 場所：京都ガーデンパレス 「祇園」
- ◆ 出席者：以下参照

区分	名前（敬称略）	所属
委員	谷口 忠武	日本弁護士連合会 元副会長
	長谷川 尚史	京都大学フィールド科学研究センター 准教授
	長島 啓子	京都府立大学生命環境科学研究科 助教
	荒井 均（代理）	王子木材緑化株式会社 林業部長
	青合 幹夫	京都府森林組合連合会 代表理事会長
	吉田 英治	京都市森林組合 代表理事組合長
	北川 義晴	京北森林組合 代表理事組合長
	四辻 均	京北木材業協同組合 代表理事
オブザーバー	宮部 大輝	林野庁林政部企画課課長補佐（総括）
	川戸 修一	京都府農林水産部林務課長
事務局	納谷担当部長	京都市農林振興室
	川田課長	京都市農林振興室林業振興課
	石浦担当課長	京都市京北農林業振興センター
	安藤課長補佐	京都市農林振興室林業振興課
	埜村担当	京都市農林振興室林業振興課

- ◆ 当日資料：以下参照

資料 No.	資料名
	配布資料一覧
資料1	次第
資料2	配席図
資料3	出席者名簿
資料4	京都市における取組（案）について
資料5	集約型林業を進める上での団地設定等に関する課題について
資料6	集約型林業の推進に係る具体的な取組（例）
参考資料	第1回京都市域における集中的な森林整備に向けた検討会議 摘録

1 第2回検討会議の趣旨説明 資料4

➤ 事務局からの説明

2 集約型林業を進める上での団地設定等に関する課題について 資料5

➤ 京都市森林組合からの説明

3 集約型林業の推進に係る具体的な取組（例） 資料6

➤ 事務局からの説明

4 意見交換

● 第2回検討会議の趣旨説明

（委員）

500～600ha のモデル地区において、集約型林業を進めるということであるが、どのようなイメージなのか。低コスト林業に繋がるのか。

（事務局）

提示している規模は、経営が成り立つであろうと考えられる数値を示している。地域によって、500～600ha 以下の集約で経営が成り立つところや、それ以上の集約が必要なところも存在すると考えている。モデル地区の集約面積については、さらに検討を行う必要がある。

● 集約型林業を進める上での団地設定等に関する課題について

（委員）

将来の方向としては、森林組合と自伐林家等が共同で森林経営計画を立て、1地域1つの計画とするのが望ましいと考える。

（委員）

組合員約2,000人のうち、約40人と連絡が取れない（所有者と連絡が困難）。過去に全く連絡がつかない組合員を約60人除名したが、その後さらに連絡がつかない組合員が出てきている状況である。

● 集約型林業の推進に係る具体的な取組（例）

（委員）

現行の要間伐森林制度については、裁定により、他人の権利を侵害してもいい設計になっている。これは憲法違反にならないのか。実際に共有林分割請求では、違憲判決が出ている。

（オブザーバー）

共有林分割請求に係る違憲判決においては、財産権の保障の趣旨に反しないための条件として、規制目的が正当であることと、規制手段が合理的であることの2点があげられている。

要間伐森林制度について、規制目的については、森林の有する公益的機能を維持しようとするものであり、正当であることは明白と考える。

規制手段については、補償金を供託することとしていること、裁定という慎重な手続きを踏んでいることに加え、裁定が発動される場面が土砂災害や水害が起こるおそれがある場合に限定されていることなどから、合理的であるものと考えている。

- 意見交換

(委員)

森林の境界については、大きな課題であり、地籍調査を進めるべきである。また、日本の林業は、間伐の時代から主伐・再造林の時代へと本格的に突入しており、従来の発想の規模では成り立たない。より大きな集約化施策が必要である。1,000ha～2,000haの集約が必要であるとの声も聞く。

京都市は政令指定都市の中でも、森林率が高い。今回提示された事例は、京都市だからこそ取り組めるものであると思う。制度設計は精査すべきだが、是非チャレンジしていただきたい。

(委員)

所有者不明森林への対策には、行政の力が必要である。京都市が取り組もうとしていることは大変意義のあることであり、歓迎する。

なお、今回は現況が所有者不明の森林への対策に焦点を当てているが、不明予備群（近い将来所有者不明森林になる恐れのある森林）への対策も重要であり、課題に盛り込んでどうか。

(委員)

今回の事例には法的な問題が多い。筆界はたとえ所有者同士の同意があっても、動かすことはできない。また、所有権界についても、所有者同士の同意を持って確認を行うものである。第3者が境界の確認を行うことは難しいのではないか。

(委員)

実際に所有者がわからない土地について、どうすべきかという議論である。例えば、境界について、仮決定ではなく、仮確認とし、行政が一旦預かる手法はどうか。

また、公告等を行い、所有者が判明した場合は、立会いにより、再度境界確認を行うのはどうか。

(委員)

公告は、法律上効力がない。所有者がわからない状況で、他人の財産を伐ることは盗伐行為にあたり、刑事訴訟になる。

(委員)

そのような現行の法制度を何とかしようとするのが、今回の取組である。特区で申請を行

うということなので、一度チャレンジしていくべきである。その中で、精査される。

(委員)

今後、京北地域において、森林の境界確認を進めたいと考えている。所有者不明の森林は対象とせず、所有者がわかっている森林を対象とする。期間は10年かかるといわれている。所有者がわかっている森林についても同時に考えていくべき。

(委員)

今回提示された事例は所有者不明の森林の対応についての議論である。この新たな制度づくりが成功したとして、京都市においては、文化財保護や風致関係の規制が多いため、集約型林業の推進に制約がかかる可能性がある。他部局との連携が必要である。

(委員)

主伐は本来収益を得る行為であり、公共性の概念はない。今回、所有者不明森林について、主伐を行うような新たな制度であるが、財産権の関係から主伐による公共性について十分に説明をしなければならない。

しかし、所有者不明の森林も国土の一部であり、森林整備を行い、国土の保全につなげていかなければならない。是非、一度チャレンジしていただきたい。